

○県民交通災害共済事務委任規則

昭和50年7月1日

組合規則第14号

改正 平成元年1月19日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、茨城県市町村総合事務組合規約(昭和50年6月21日地指令第614号)第4条第2号に定める交通災害共済事業の組合長の権限に属する事務の委任について定めるものとする。

(委任の留保)

第2条 組合長は、この規則に定める委任事項であっても、特に必要があるときは、自らこれらの事務を行うことができる。

(報告の徴収等)

第3条 組合長は、この規則に定めるところにより委任する事務について必要があるときは、報告を徴し、又は必要な指示をすることがある。

(委任事務の処理の特例)

第4条 この規則の定めるところにより事務の委任を受けた者は、委任事項であっても、その事案が重要又は異例と認められるとき及びその事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生ずるおそれがあるときは、その処理について、あらかじめ組合長の指示を受けなければならない。

(指揮監督及び事務の委任)

第5条 組合長は、市町村の職員で、この組合の職員に併任された交通災害共済事務取扱職員(以下「併任職員」という。)の事務の執行及び服務に関する指揮監督を当該市町村の長に委任する。

2 併任職員に対しては、次に掲げる事務を委任する。

- (1) 県民交通災害共済条例施行規則(昭和50年茨城県市町村総合事務組合規則第13号。以下「規則」という。)第2条の規定による会員の加入申込みの受理及び会費の徴収
- (2) 規則第3条の規定による会員証の交付
- (3) 規則第4条の規定による会費の還付
- (4) 規則第7条の規定による見舞金の決定
- (5) 規則第9条の規定による会員証(市町村用)の保管、整理及び記録

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

